

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活

2026

10

NO.170

特集

認知症・軽度認知障害(MCI)への 理解と支援のあり方を学ぶ

特集1 認知症・MCI を正しく理解する
— 症状の多様性と金銭管理に表れる変化

特集2 高齢者の消費者トラブルを防ぐために
— 認知症・軽度認知障害(MCI)
当事者への接し方を学ぶ —



消費者問題アラカルト

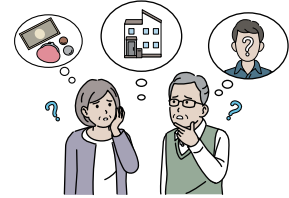
食育基本法の改正と
第5次食育推進基本計画の作成

連載

適格消費者団体活動レポート
消費者教育実践事例集
気になるこの用語
暮らしの法律 Q&A
暮らしの判例

特集

認知症・軽度認知障害(MCI)への 理解と支援のあり方を学ぶ



特集1

認知症・MCIを正しく理解する－症状の多様性と金銭管理に表れる変化…………… 1
成 本 迅

特集2

高齢者の消費者トラブルを防ぐために
－認知症・軽度認知障害(MCI)当事者への接し方を学ぶ－…………… 5
野 口 代

消費者問題アラカルト

食育基本法の改正と第5次食育推進基本計画の作成…………… 9
農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課

適格消費者団体活動レポート(新連載)

消費者被害防止ネットながさきの活動内容と、これからの課題と展望…………… 12
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

消費者教育実践事例集

生徒が作る「幻の天日干しコシヒカリ」で持続可能な農業や食、地域経済を学ぶ…………… 14
塩 貝 省 吾

気になるこの用語

投資信託の分配金…………… 16
石 川 由 美 子・永 沢 裕 美 子

暮らしの法律Q&A

自室の上階に入居した住人による騒音被害を解決するには?…………… 18
小 島 直 樹

暮らしの判例

LPガス供給契約が、利用者の解約により10年経過する前に終了した
場合における、利用者が負担する設備設置費用の清算金支払条項が、
消費者契約法9条1号の違約金の合意であり、全部無効とされた事例…………… 19
国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

特集 1

認知症・MCIを正しく理解する
— 症状の多様性と金銭管理に表れる変化

成 本 迅 Narumoto Jin

京都府立医科大学大学院医学研究科 精神機能病態学 教授

精神科医。専門は老年精神医学、認知症、意思決定能力評価・支援。一般社団法人日本意思決定支援推進機構理事長



はじめに

認知症は、一部の人のだけに関係する特別な問題ではありません。2022年の推計では、65歳以上の認知症の人は443.2万人(12.3%)、軽度認知障害(以下、MCI)の人は558.5万人(15.5%)で、両者を合わせると高齢者のおよそ28%に当たります^{*1}。消費生活相談の現場でも、認知機能の変化を正しく理解することは、トラブルの早期発見と本人の権利を守る支援の出発点になります。

ただし、「高齢だから」「認知症と診断されたから」という理由だけで、本人の理解力や判断力がないと決めつけてはいけません。認知症の症状、保たれている力、生活への影響は一人一人異なり、同じ人でも扱う課題や体調、環境によって力を発揮しやすいときと難しいときがあります。本稿では、認知症とMCIの違いを整理したうえで、独居、不安、社会的孤立との関係、そして金銭管理に表れやすい変化を解説します。

認知症は「もの忘れ」だけではない

認知症とは、アルツハイマー病、脳血管疾患、レビー小体病などさまざまな病気によって認知機能が低下し、そのために日常生活や社会生活に支障が生じている状態です。認知機能には、記憶だけでなく、注意、言語、物事を段取りよく進める実行機能、場所や形を把握する視空間認知、

状況を読み取り適切に判断する力などが含まれます。

記憶障害では、昔のことより最近の出来事を覚えにくくなることが多く、「約束そのものを忘れる」「説明を受けたことを忘れて同じ質問をする」「買ったことを忘れて同じ商品を再び注文する」といった変化が生じます。加齢によるもの忘れでは、出来事の一部を思い出せなくても、きっかけがあれば思い出せることが少なくありません。認知症では、出来事全体が記憶に残りにくく、手掛かりがあっても思い出せないことがあります。ただし、この区別だけで診断できるわけではありません。

注意の障害があると、長い説明に集中し続けたり、複数の情報を同時に扱ったりすることが難しくなります。周囲が騒がしい窓口、複数の人が話す場面、電話だけの説明では、本来持っている力を発揮しにくくなります。疲れている夕方に理解が低下する人もいます。

実行機能は、目標を立て、手順を考え、途中で確認しながら行動を修正する力です。低下すると、料理、服薬、交通機関の利用、支払いなど、複数の手順を要する行動で失敗が増えます。「知識はあるのに、実際の手続きが最後までできない」というかたちで表れることもあります。

言語機能の低下では、言葉が出にくだけでなく、説明文や契約書の意味をつかみにくくなることがあります。視空間認知の低下では、書類のどこを見ればよいか分からない、数字の桁や

*1 内閣府「令和8年版高齢社会白書」第1章第2節2(2026年)

入力欄を取り違える、スマートフォン画面を操作しにくいなどの困りごとが起こります。判断力や社会的認知の低下は、相手の意図を読み取る、話の不自然さに気づく、目先の利益と将来の不利益を比べるといった場面に影響します。

原因となる病気で 症状の表れ方が違う

最も多いアルツハイマー型認知症では、近時記憶の低下からゆっくり始まることが典型です。脳血管性認知症では、脳梗塞^{こうそく}などの部位に応じて注意や実行機能が目立って低下し、症状にむらが見られることがあります。レビー小体型認知症では、認知機能の良いときと悪いときの変動、実際にはないものが見える幻視、動作の遅さや歩きにくさなどが特徴です。前頭側頭型認知症では、記憶が比較的保たれている時期から、行動の抑制が利きにくい、同じ行動を繰り返す、相手の気持ちや社会的なルールを考えにくいといった変化が目立つことがあります*2。

また、認知症では、不安、抑うつ、意欲低下、いらだち、妄想、幻覚などがみられることがあります。これらは「性格の問題」や本人の故意ではなく、脳の変化に、身体の不調、周囲の環境、人間関係、孤独感などが重なって生じます。本人にとって分かりにくい状況や、失敗を責められる体験が続けば、不安や警戒心が強くなるのは自然な反応でもあります。

MCIと認知症は何が違うのか

MCIは、本人や周囲が認知機能の低下に気づき、検査でも低下が確認される一方、日常生活の自立はおおむね保たれている状態です*2。認知症との違いは、検査の点数だけでなく、認知機能の低下が生活の自立にどの程度影響しているかで判断します。

MCIの人は、日常の買い物や身の回りのことは一人でできても、初めて使うオンラインサービス、複雑な金融商品、複数の請求書の管理などでは、以前より時間がかかることがあります。メモ、家族の確認、自動引落としなどを使って自立を保っている場合もあります。「できる・できない」の二分法ではなく、努力や工夫が増えていないか、以前と比べた変化を見ることが重要です。

MCIの経過も一様ではありません。認知症へ進む人がいる一方、長く安定する人や、原因となった病気の治療、薬の見直し、心身の状態の改善などによって認知機能が回復する人もいます。MCIを「必ず認知症になる状態」と受け止め、過度に不安をあおることは適切ではありません。一方で、生活上の変化を見過ごさず、必要に応じて医療機関へ相談し、将来に備える機会とすることには意味があります。

なお、認知機能検査は、診断や生活能力を考えるための材料の一つです。点数は、教育歴、聴力や視力、緊張、体調の影響を受けます。検査室で正答できても実生活の段取りに困る人がいる一方、点数が低くても、なじみのある環境では多くのことを自分で行える人もいます。診断では、検査結果とともに、本人がこれまでどのような生活を送り、何が以前と変わったかを確認します。

独居、不安、社会的孤立との 相互作用

認知症や判断能力の低下があると一人暮らしができなくなるわけではありません。長年の習慣や、住み慣れた環境の手掛かりを使い、認知症があっても自分らしい生活を続けている人は多くいます。その一方、独居では、日々の小さな失敗に周囲が気づきにくく、郵便物や契約がたまってから問題が判明することがあります。決まった生活は保てても、制度の変更、機器の故障、災害、入院といった予定外の出来事で、困難

*2 日本神経学会監修『認知症疾患診療ガイドライン2017』医学書院(2017年)

特集1 認知症・MCIを正しく理解するー症状の多様性と金銭管理に表れる変化

が一気に表面化することもあります。

不安が強いと、注意を集中して情報を整理することが難しくなり、同じことを何度も確認したり、早くその場を終わらせるために相手の提案に同意したりする場合があります。反対に、認知機能の低下によって失敗が増え、本人が理由をうまく説明できないことが不安を強めることもあります。認知症と不安は、一方向の因果関係ではなく、互いに影響し合います。

社会的孤立は、人との接触が客観的に少ない状態、孤独感は、望むつながりが得られていないという主観的な感覚です。独居でも孤独を感じない人がいる一方、家族と暮らしていても孤独な人はいます。大規模な縦断研究を統合した結果では、孤独感は将来の認知症や認知機能低下と関連することが報告されています^{*3}。筆者らの研究でも、認知症の人の孤独感は、抑うつ症状や妄想・幻覚などの精神症状と関連していました^{*4}。孤立すると、会話や外出による刺激が減るだけでなく、生活の変化や被害に気づいてくれる人も少なくなります。

なお、急に会話がかみ合わなくなった、数時間から数日の間に混乱が強くなったという場合は、認知症の進行と決めつけてはいけません。感染症、脱水、薬の副作用などによる「せん妄」の可能性があり、早めの受診が必要です。抑うつ、睡眠障害、甲状腺機能の異常、ビタミン欠乏、難聴や視力低下なども認知機能に影響します。診断には、本人と家族等からの生活状況の聞き取り、診察、認知機能検査、血液検査や画像検査などを組み合わせます。

金銭管理に表れる認知機能の変化

金銭管理は一つの能力ではありません。硬貨

を数える日常の支払い、家計の見通し、請求書や通帳の管理、暗証番号の保持、契約内容の理解、複数商品の比較、投資や贈与の判断など、難しさの異なる課題の集まりです。慣れた少額の買い物ができても、複雑で高額な契約の判断が難しいことはあります。逆に、計算を間違えることがあっても、支援を受けながら希望に沿った選択を表明できる人もいます。

記憶障害は、既に支払ったことを忘れて二重に払う、契約したことを忘れて同じ商品を注文する、説明内容や解約期限を思い出せないといったかたちで表れます。注意や作業記憶が低下すると、金額、期間、手数料など複数の条件を同時に保ちながら比較することが難しくなります。実行機能の低下では、請求書を開封し、期日を確認し、残高を調べ、支払うという一連の作業が滞ります。判断力の低下では、「必ずもうかる」「今日だけ」といった説明の矛盾や将来のリスクを吟味しにくくなります。前頭葉機能の低下により衝動を抑えにくい場合には、以前はしなかった高額購入や送金が増えることもあります。

MCIの段階でも、複雑な金銭管理技能や金融上の判断に低下がみられ、その後も変化し得ることが縦断研究で示されています^{*5}。しかし、金銭上の失敗だけから認知症と判断することはできません。金融知識や経験、収入、生活習慣、家族関係、強いストレス、視聴覚の状態、デジタル機器への慣れなども影響します。重要なのは、他人と比べることではなく、「その人の以前のやり方から何が変わったか」を具体的に確かめることです。

金融サービスのデジタル化も認知機能の変化の現れ方を複雑にします。紙の通帳や窓口では管理できていた人が、アプリの更新、ワンタイム

^{*3} Luchetti M, et al. A Meta-analysis of Loneliness and Risk of Dementia using Longitudinal Data from >600,000 Individuals. Nat Ment Health. 2024;2:1350-1361.

^{*4} Sun W, Matsuoka T, Oba H, Narumoto J. Importance of loneliness in behavioral and psychological symptoms of dementia. Int J Geriatr Psychiatry. 2021;36:540-546.

^{*5} Martin RC, et al. Declining Financial Capacity in Mild Cognitive Impairment: A Six-Year Longitudinal Study. Arch Clin Neuropsychol. 2019;34:152-161.

特集1 認知症・MCIを正しく理解するー症状の多様性と金銭管理に表れる変化

パスワード、複数画面の切り替えでつまずくことがあります。これは認知機能だけでなく、経験や機器の使いやすさとの組み合わせで生じるため、別の方法を選べるかも確かめます。

消費者トラブルに表れるサイン

筆者らは、認知機能が低下した高齢者の消費者トラブルに対応した経験を、全国の医療福祉関係者500人に尋ねました*6。報告された208事例では、当事者の80.3%が被害を認識していませんでした(図表)。認知機能の特徴は、判断力の低下76.4%、記憶障害68.3%、実行機能障害47.6%の順に多く、MCIの事例も20.7%含まれていました。MCIの人では、訪問・電話勧誘、住宅修理、訪問購入など、日常の対人接触を入り口とするトラブルが目立ちました。これはMCIの人が社会生活を続け、自ら電話や来訪者に対応できる一方、見守りにつながりにくいという早期特有の脆弱性を示します。

周囲が気づきやすいサインには、同じ商品が多数届く、未開封の請求書や督促状が増える、通帳やカードを頻繁になくす、必要性を説明できない送金や契約がある、見慣れない人物との連絡が急に増える、生活費が足りず支出の理由も分からない、といった変化があります。ただし、低下のサインが一つあるだけで本人を責めたり、直ちに金銭管理を全面的に取り上げたりするのは適切ではありません。事実を整理し、本人

図表 当事者本人の消費者被害の認識

	n	(%)
認識していた	33	15.9
認識していなかった	167	80.3
不明	3	1.4
その他	5	2.4
有効回答数	208	100.0

(備考) 脚注6、15ページ表23を基に作成

がどこまで理解し、何を望んでいるか、どの部分に支援があれば金銭管理を安全に続けられるかを確認する必要があります。

理解を確かめる際は、「分かりましたか」と尋ねるだけでは十分ではありません。人は分からなくても、恥ずかしさや遠慮から「はい」と答えることがあります。契約の目的、支払う総額、得られる利益、主な不利益、他の選択肢を、本人の言葉で説明してもらおうと、理解の状況が見えやすくなります。短い説明、要点を記した紙、静かな場所、十分な時間、信頼する人の同席など、環境を整えることで発揮できる力は大きく変わります。

おわりに

認知症やMCIがあっても、本人にはこれまでの人生で培った価値観、希望、得意なことがあります。診断名は支援を考える手掛かりですが、本人の能力を一括して否定するレッテルではありません。消費生活の場面では、記憶、注意、実行機能、判断力などのどこに変化があり、どのような環境なら力を発揮できるかを丁寧に見るのが重要です。

認知症基本法*7は、認知症の人が自らの意思で生活できること、分かりやすい情報提供、消費生活上の被害防止を掲げています。「守ること」と「本人が決めること」を対立させず、必要な部分に必要な支えを加えることが、尊厳を保ちながら被害を防ぐ基本となります。生活や金銭管理の変化に気づいたら、本人と一緒に、かかりつけ医、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、消費生活センターなどにつなげることが早期の支援になります。

*6 上野大介ほか「高齢者の認知機能障害に応じた消費トラブルと対応策の検討に関する研究」プログレッシブ・レポート、消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター(2025年)

*7 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5年法律第65号)

特集2 高齢者の消費者トラブルを防ぐために
— 認知症・軽度認知障害(MCI)

当事者への接し方を学ぶ —



野口 代 Noguchi Dai 新潟青陵大学福祉心理子ども学部 准教授

博士(障害科学)。専門は認知症ケア、高齢者福祉、介護福祉、老年臨床心理学。認知症の人と介護者への心理・社会的支援、行動・心理症状(BPSD)への対応について研究



はじめに

わが国は、諸外国に例を見ない速さで超高齢社会を進展させており、それに伴い、認知症や軽度認知障害(以下、MCI:Mild Cognitive Impairment)のある高齢者は、今後さらに増加することが見込まれています。高齢者の消費者トラブルを考えるうえで、認知症やMCIに伴う認知機能の変化や、その症状の特徴を正しく理解することは不可欠です。さらに重要なのは、周囲の人がどのように関われば、本人の尊厳を損なうことなく、必要な支援につなげることができるのかという実践的な視点です。

消費生活相談や地域での見守りの場面において、認知機能が低下した本人に対して否定や無理強いを繰り返すと、本人は自信を失い、不安や羞恥心から、困りごとや被害について周囲に相談しにくくなることがあります。その結果、消費者トラブルの発見が遅れ、被害が深刻化するおそれがあります。被害を防ぐためには、単に本人に注意を促したり、一方的に行動を制限したりするのではなく、安心して話せる信頼関係を築くことが重要です。

本稿では、どのような状況にある高齢者が消費者トラブルにあいやすいのかを整理したうえで、認知症やMCIのある人と信頼関係を築くための基本的な接し方、本人の意思を尊重した支援、ならびに消費者トラブルの未然防止と早期発見に必要な視点を紹介します。

どのような人が消費者トラブルにあいやすいのか

認知症やMCIの当事者にとって、最近の出来事を忘れてしまう、判断に時間がかかる、言葉が出にくいといった変化は、生活のしづらさだけでなく、自尊心の傷つきや不安にもつながります。特にMCIの段階では、日常生活に大きな支障はなくても、複雑な契約内容の理解や金銭管理において「以前より難しくなった」という感覚が生じ始めます。ところが、こうした初期の変化は周囲からは気づかれにくく、本人も「まだ大丈夫だと思いたい」「認知機能が低下したことを知られたくない」と考えることで、不安や困りごとを抱え込んでしまうことがあります。その結果、不審な勧誘や不要な契約を断り切れなかったり、周囲に相談できなかったりすることがあります。

そのうえで消費者トラブルにあいやすいのは、単に「高齢者だから」ということではなく、複数の要因が重なっている人です。例えば、認知症やMCIなどによって複雑で高度な判断が難しくなり始めている人、身体的な衰えや病気などによる健康上の不安を抱えている人、一定の「たくわえ(お金)」がある人、身近に相談できる人が少なく、社会的に孤立している人などが挙げられます^{*1}。

さらに悪質な事業者は、高齢者が抱えやすい不安や心配につけ込み、判断するための時間や機会を奪うような働きかけを行うことがあります。「今すぐ決めなければならない」「家族に迷惑

*1 Burnes D. et al. Prevalence of Financial Fraud and Scams Among Older Adults in the United States: A Systematic Review and Meta-Analysis. Am J Public Health. 2017;107(8):e13-e21. doi: 10.2105/AJPH.2017.303821.

特集2 高齢者の消費者トラブルを防ぐためにー認知症・軽度認知障害(MCI)当事者への接し方を学ぶー

をかけないよう、自分で解決しよう」「警察や銀行からの連絡だ」など、本人を焦らせたり、信じ込ませたりすることで、冷静に考えたり、周囲に相談したりすることを難しくします。

このように、消費者トラブルのリスクを高めるのは、年齢や認知機能の低下そのものだけではありません。不安や孤立を抱え、十分に考えたり相談したりする時間や環境が確保できない状況に置かれていることも大きな要因です。したがって、被害を防ぐためには、本人の注意だけに頼るのではなく、周囲がこうしたリスクに早く気づき、落ち着いて確認したり相談したりできる環境を整えることが重要です。

認知症やMCIのある人と信頼関係を築くための基本的な接し方

前述のとおり、大切なのは、本人を「高齢だから注意が必要」「だまされやすい」と一括りに捉えないことです。認知機能が低下していても、「お金の管理は自分でできる」といった自信が保たれている場合があります^{*2}。そのため、本人の自尊心を損なうような関わりは、周囲への相談や支援を遠ざけることにもつながります。

図表に、認知症のある人への支援において、基本となるコミュニケーションの工夫と、避けたい関わり方をまとめました。認知症やMCIのあ

図表 認知症ケアにおけるコミュニケーション技術

アプローチの種類	推奨される具体的な技術・工夫	避けるべき行動・注意点
言語的コミュニケーション (言葉によるアプローチ)	・名前を呼んで挨拶する：相手の名前を呼びかけることで、親しみと安心感、敬意が伝わる。 ・短く明確な依頼：着替えや歯磨きなどの介助時の依頼は、手順を細分化し、一度に1つずつ分かりやすく伝える。 ・肯定と称賛：依頼に応じてくれた際には、ねぎらったり称賛したりして、肯定的な言葉をかけ、安心感を与える。 ・否定をしない：相手の認識が事実と異なっても直接訂正せず、相手の言葉を繰り返したり言い換えたりして会話の流れを保つ。	・エルダー・スピーク：子ども扱いするような言葉や、見下すような表現は、相手の反発やケアへの抵抗を強める。 ・情報過多や、試すような対応：一度に大量の情報を詰め込んで伝えたり、「昨日のこと、覚えていますか?」といった記憶を問う質問は強いストレスを与えてしまう。
非言語的コミュニケーション (身体・行動によるアプローチ)	・自然なかたちで目線を合わせ、穏やかな表情で接する：アイコンタクトや穏やかな表情で、安心してリラックスできる状況をつくる。 ・ジェスチャー：ジェスチャーや、指差し、実物を見せることで、分かりやすく伝え理解を助ける。 ・相手のペースを尊重：相手が応答するための十分な時間を与え、急かさず、相手のペースに合わせて話をする。	・命令的な口調：威圧的な態度や声のトーンは避ける。 ・非言語なサインにも注意を向ける：相手が発しているサイン(表情や身振り)に気づかないと、不快感や痛みの見落としにつながるため注意深く観察する。
外部補助ツールの活用 (補助具や環境の工夫)	・視覚的な補助：話すだけでなく、写真や筆記した文字をまじえて、分かりやすく伝える。 ・環境を通じた刺激：朝はカーテンをあけて明るくして活動を促したり、季節に応じた装飾などを行い、会話のきっかけにする。 ・会話に適した環境作り：周囲の雑音を減らしたり、プライベートな会話を行うための静かな空間を用意する。	・物理的環境への配慮不足：環境への配慮がないと、本音を聴き取る機会を逃したり、相手が会話に集中しづらくなるため、環境自体を信頼関係促進のための道具として機能させる工夫が必要。

る人に対して、上から見下ろすような姿勢や、早口で一度に多くの情報を伝える話し方は、本人に威圧感や混乱を与えることがあります。特に昔からの知り合いではない場合は、毎回本人の名前を呼んで挨拶してから話をはじめると安心感をもってもらえます。相手のペースに合わせて穏やかに話し、短く分かりやすい言葉で、一つずつ伝えることが基本です。また、本人の話に事実との食い違いがあったとしても、すぐに訂正したり途中で話を遮ったりするのではなく、まずは本人の気持ちや不安を受け止めることが大切です^{*3}。

家族など身近な人ほど、認知症の進行を心配するあまり、「〇〇は覚えてる?」「分かる?」「さっきも言ったでしょう」といった言葉をかけてしまうことがあります。しかし、このような対応は、本人に「できないこと」を突きつけられたと感じさせ、自尊心を傷つけるおそれがあります。むしろ、「それは心配でしたね」「一緒に確認しましょう」と受け止めることで、本人は安心して自分の困りごとや思いを話しやすくなります。

正しさを伝えようとして理屈で説得することが、本人にとっては「自分を否定された」と受け止められ、緊張や対立を強める場合があります。認知症のある人は、体験した出来事そのものを忘れてしまっても、そのときに抱いた「怖かつ

^{*2} Gamble K. et al. Aging and Financial Decision Making. Manage Sci. 2015;61(11):2603-2610. doi: 10.1287/mnsc.2014.2010.

^{*3} Sunjaya A.M. et al. Communication strategies for delivering personalised dementia care and support: a mixed-methods systematic review and narrative synthesis. Age Ageing. 2025;54(5):afaf120. doi: 10.1093/ageing/afaf120.

特集2 高齢者の消費者トラブルを防ぐために－認知症・軽度認知障害(MCI)当事者への接し方を学ぶ－

た「嫌だった」「怒られた」といった感情が残る場合があります。こうした経験が重なると、周囲への不信感が生じ、金銭管理の問題や消費者トラブルにあった際にも、「また嫌なことを言われ、叱られるのではないか」と考えて相談をためらうことにつながります。

認知症ケアに関する実証研究においても、否定や理屈での説得よりも、本人の話を耳を傾け、気持ちを受け止めたうえで支援や促しを行うことの重要性が示されています*4。消費者トラブルを早期に発見し、被害の拡大を防ぐためにも、日頃から本人が安心して話せる関係を築いておくことが重要です。「間違えても責められない」「困ったときには相談してよい」と感じられる環境が、本人からのSOSを引き出し、必要な支援につなげるための大切な土台となります。

興奮や焦燥感が強いときの対応

認知症のある人が穏やかに落ち着いて過ごしているときには、依頼や促しを分かりやすく伝えることで、受け入れてもらいやすくなります。一方、興奮やいら立ちが強い場面では、周囲からの声かけや説得そのものが、本人にとっては「過剰な刺激」や「無理強い」と感じられ、抵抗や不安を強めてしまうことがあります。

このような場面では、何とかその場で落ち着かせようと繰り返し声をかけるのではなく、まず転倒や事故などの危険がないことを確認したうえで、必要以上に介入せず、いったん距離を置いて見守ることも有効な対応の一つです*5。本人が少し落ち着くまで時間を置き、介入のタイミングを見極めることが大切です。対応する側も、本人の興奮に影響されて焦りやいら立ちが強くなることがあります。本人と支援者の双方が落ち着いてから、場所を変えたり、対応する人を交代したりするなど、状況を変えて関わり直すことが有効です。

本人の意思決定を支援する

認知症やMCIの診断を受けたからといって、ある日突然、すべての事柄について判断する力が完全に失われるわけではありません。本人には、「自分の生活に関わることは自分で決めたい」「買い物を楽しみたい」という意思や希望があります。こうした本人の選択や行動を、経済的リスクを避けるために一律に禁止・制限することは、本人の尊厳や、その人らしい生活を損なうおそれがあります。

一方で、認知機能の低下や記憶障害につけ込まれ、高額なリフォーム契約や定期購入などの消費者トラブルにあうリスクが高まる場合があります。そのため、本人の「自分で決めたい」という思いを尊重しながら、財産や生活の安全をどのように守るかという両立が重要になります。

ここで求められるのが、周囲が「本人に代わって決める」のではなく、本人が持っている力を十分に発揮して意思決定できるよう、周囲が支える「意思決定支援」という考え方です。本人が「買いたい」「契約したい」と話したときにも、すぐに制止するのではなく、まずはその思いを受け止め、「なぜそれを必要だと思ったのか」「生活の中でどのようなことに困っているのか」など、その背景にある希望やニーズを丁寧に確認することが大切です。

そのうえで、契約内容を分かりやすく整理したり、すぐに決めずに考える時間を設けたり、家族や支援者と一緒に確認したりするなど、本人が納得して判断できる環境を整えます。必要に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの福祉的なサポートや権利擁護の制度を活用することも考えられます。大切なのは、本人の意思を尊重することと、安全を守ることを対立するものとして捉えないことです。本人ができること、望んでいることを見極め、それを支える

*4 Yamanaka K. et al. How do caregivers successfully cope with behavioral and psychological symptoms of dementia? A web-based, preliminary analysis using a hybrid approach. Int Psychogeriatr. 2026;38(3):100050. doi: 10.1016/j.inpsyc.2025.100050.

*5 Noguchi D. Combining micro-skills to manage dementia agitation: insights from family caregivers. Psychogeriatrics. 2025;25(1):e13202. doi: 10.1111/psyg.13202.

特集2 高齢者の消費者トラブルを防ぐために－認知症・軽度認知障害(MCI)当事者への接し方を学ぶ－

から必要なところを周囲が補うことが、本人の尊厳を守りつつ消費者トラブルを防ぐための基本的な姿勢となります。

消費者トラブルの未然防止と早期発見のために

高齢者を消費者トラブルから守るため、わが国を含む多くの国でさまざまな取り組みが行われています。しかし、個別の取り組みだけで被害を完全に防ぐことは困難であり、その効果を客観的に評価することも今後の課題です。そのため、本人や家族だけに責任を求めるのではなく、企業や金融機関、医療・介護・福祉関係者、地域、行政などがそれぞれの役割を担い、連携して多層的に被害を防止・早期発見する仕組みが求められます。

また、「見守り」は本人の行動を細かく監視することではありません。日常生活の中で、家の中に見慣れない商品や契約書が増えた、不審な訪問者が出入りしている、急に高額な現金を引き出そうとしている、身なりやごみ出しの様子が変わったなど、「いつもと違う」変化に周囲が早く気づくことが重要です。本人が自ら被害を訴えることが難しい場合でも、こうした小さな変化を手がかりとして、消費生活センターなどの相談機関や必要な支援につなげることができます。そして、そこで得られた情報や経験を、地域の取り組みや新たな施策の改善にも活かしていくことが重要です。

このような多層的な支援の起点になるのも、本人と周囲との信頼関係です。本人が安心して「困った」「おかしい」と伝えられる関係や、見守り体制を日頃から築いておくことが、消費者トラブルの未然防止と早期発見につながります。

家族への支援

消費者トラブルの未然防止・早期発見を考えると、本人を身近で支える家族への支援も欠かせません。家族介護者が心身ともに疲れていると、本人の小さな変化や消費者トラブルの

兆候に気づく余裕がなくなり、つい強い言葉を向けてしまうこともあります。家族の介護負担を軽減し、必要な相談や休息を得られる環境を整えることは、結果として本人の被害防止にもつながります。

筆者らが家族介護者を対象に実施した調査からは、必要とされる支援は、要介護者との続き柄や年齢、日々の介護負担感などによって異なり、家族介護者ごとに個別性があることが示されています^{*6}。したがって、家族への支援も一律に考えるのではなく、それぞれの状況や介護の段階に応じて、相談支援や情報提供、休息の機会などを組み合わせていくことが必要です。

おわりに

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、年齢や認知機能の変化だけでなく、孤立や不安、健康状態、生活環境など、その人を取り巻く状況を含めて理解することが重要です。被害防止の出発点は、単に本人に注意を促したり、一方的に行動を制限したりすることではありません。本人の思いや話を受け止め、安心して困りごとを相談できる信頼関係を築くことが、その基盤となります。

また、本人が興奮やいら立ちを強く感じているときには、無理に説得するのではなく、安全を確保しながらあえていったん離れて距離や時間を置き、少し落ち着いてから改めて関わることも大切です。こうした本人を尊重した関わりは、本人が消費者トラブルに直面した際にも、「困ったことが起きた」と周囲に相談することにつながります。

家族だけでなく、近隣住民、行政、医療・介護・福祉の専門職、消費生活相談機関など、本人を取り巻くさまざまな立場の人が、本人の意思と尊厳を尊重する接し方を共有し、連携して支えることが重要です。一人一人の気づきと支援をつなぎ、多層的な見守りの仕組みを整えることで、本人も家族も安心して、その人らしい生活を続けられる地域社会につながっていくことが期待されます。

*6 野口代 ほか「認知症の人を介護する家族の心理・社会的支援ニーズと関連要因」老年臨床心理学研究(2024年)第5号49-59ページ

食育基本法の改正と 第5次食育推進基本計画の作成

農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課

はじめに

食育に関する取組は、食育基本法の制定以前にも多様な主体によって行われてきましたが、社会情勢や自然環境が変化するなかで、「食」に関するさまざまな課題が顕在化してきました。こうしたことを受け、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17(2005)年に食育基本法(以下、法という)が制定されました。法に基づく食育推進基本計画は、重点課題や重点事項等を設定するなど、作成当時の状況等を踏まえながら、4次にわたり作成され、食育を推進してきました。

食育基本法の改正経緯

法制定から約20年が経過し、食や農を取り巻く環境は大きく変わりました。食卓と農業等の生産現場の距離拡大や、「大人」世代における食に関する価値観の多様化が進み、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが深刻化しています。

農政の憲法とも言われている「食料・農業・農村基本法」が2024年に改正され、食料安全保障の確保が基本理念の柱として定められ、また、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることが明確にされました。この改正により、食料の合理的な価格形成には、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨が、新たに基本理念に位置付けられるとともに、基本的施策として、価格形成における費用の考慮のための関係者の理解増進も盛り込まれました。そしてこ

れを受けて、2025年、「食料システム法」が成立し、消費者の理解を得ながら、持続的な供給に要する費用を考慮した取引を促進することとしています。

こうしたことを受けて、消費者が食と農への理解を一層深め、国産品、地場産品の農産物を選んで選択をしたり、農業を継続していくことが可能なコストを負担したりといった具体的な行動変容につなげていくため、食育の実効性を高め、国民運動として、あらゆる世代の人々に対し十分な水準で食育が展開されるようにするべく、2026年5月に食育基本法が改正されました。

改正のポイント

改正の大きなポイントは4つあります(図表1)。

(1)食料安全保障の確保にもつながる食育へ

1つ目が、食料安全保障の確保です。食育が食料安全保障の確保にも資することが目的規定や基本理念に追加されました。例えば、生産から消費までの各段階でどのくらいのコストがかかっており、表示されている値段になっているのかを消費者に知ってもらい、食料の合理的な価格の形成について理解を深めることが重要です。

農林水産省では「売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を、考える。」をコンセプトに、関係者の理解醸成と行動変容の促進を図る「フェアプライスプロジェクト」を展開しています。これまで、値付け体験を通じて食品の供給現場の実態等について考えるきっかけを提供する消費者参加型イベントの開催や、イベントを教材にした出前授業等の実施に取り組んできました。2026年度は、これらの取組の全国展開を進めていきます。

また、消費者の環境に配慮した農産物・食品の

図表1 改正食育基本法のポイント

令和8年5月
農林水産省

- ・平成17年（2005年）に**食育基本法**が制定され20年、食や農を取り巻く環境が大きく変わり、**令和6年（2024年）に食料・農業・農村基本法が改正**され、食料安全保障の確保を図るため、**消費者の役割が拡充**された。
- ・消費者が農林水産物の生産にかかるコストを理解して負担したり、地場産品・国産品を選ぶようになるための「食育」を中長期でしっかり取り組むべき必要がある。
- ・また、**食卓と農の現場の距離の広がり**や、「**大人**」世代における**栄養バランスの偏り・食習慣の乱れ**が生じている現状。

1.食料安全保障の確保

食育が食料安全保障の確保にも資するものである旨、目的規定と基本理念に追加するとともに、食料の合理的な価格の形成についての理解に係る記載を追加（第1条、第7条関係）

2.学校等における食育の強化

食育の指導にふさわしい職員として**栄養教諭**を例示し、学校等における食育の強化に必要な施策の例に「**農林漁業教育**」を追加するとともに、**外部人材の活用**の規定を新設（第20条第1項、新第2項関係）

3.大人の食育運動の推進

大人の食育運動の推進のため、成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進に係る規定を新設（新第20条の2関係）

4.食育推進基本計画を通じたPDCAサイクルの確立

食育の推進において**PDCAサイクル**を回して取り組むため、**目標の達成状況の毎年の調査・公表**や、おおむね**5年ごとの食育推進基本計画の変更**の規定を追加（第16条新第4、5項関係）

その他

地方公共団体の取組の「見える化」の規定の新設（新18条の2関係）、**国及び地方公共団体内部相互／関係者相互の連携**にかかる規定の新設（新13条の2関係）、**個人の取組の成果の「見える化」**の支援に係る規定の新設（新21条の2関係）など

選択やその理解に向け、生産段階における生産者の温室効果ガス削減や生物多様性保全への貢献といった環境負荷低減の取組を「見える化」し、星の数で分かりやすくラベル（愛称：みえるらべる）表示する取組を進めています。対象品目は米、野菜、果実等の24品目です。「みえるらべる」の表示は、小売店をはじめ、外食、食堂、教育機関等の多様な場所で広がっており、すべての都道府県でみえるらべる商品を通年購入できる環境づくりをめざしています。

（2）学校での「農林漁業教育」を新たに規定

2つ目が、**学校等における食育の強化**です。まず、学校における食育の中核的な役割を担う「栄養教諭」が明示されました。条文に「栄養教諭」を位置付けることにより、栄養教諭を中核とした食育の推進、栄養教諭の配置促進や地域間の格差の解消が期待されます。また、学校、保育所等における食育の推進において「農林漁業教育」を規定しました。農林漁業体験活動を通じた農林漁業者との交流や各教科等の時間における生産現場等に関する指導により、生産現場の現状などへの理解と関心が高まり、農林漁業に従事している人を食料消費などの日々の生活を通じて支えていこうという意識の醸成が期待されます。

農林漁業教育の実施に際しては、学校の教職員にすべてを任せるのではなく、農林漁業者や

その関係団体等の外部人材を活用することも盛り込まれ、地方公共団体における教育部局と農政部局との連携の確保についても新たに規定されました。農林漁業者・関係団体、地方公共団体の農政部局による学校現場での食育への積極的な参画が期待されるところです。

（3）「大人の食育」が本格始動！職場や大学も舞台に

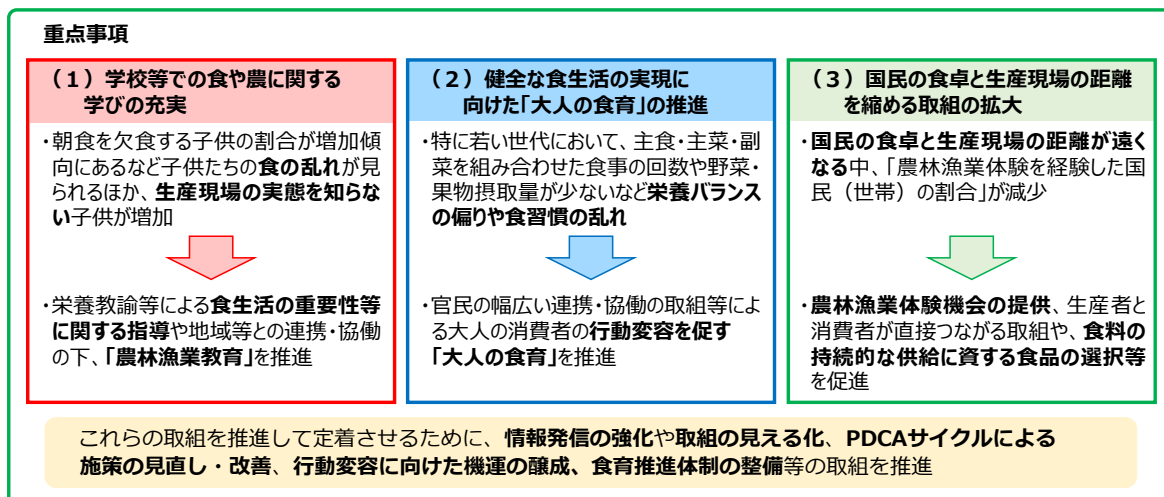
3つ目が、**大人の食育運動の推進**です。食育というと子どもというイメージが強いかと思いますが、朝食欠食率が高く、栄養バランスの偏りが目立つ20歳代から30歳代の「働く世代」へのアプローチを強化する観点から、改正法では「大人」世代における食育の場として「大学」や「職場」を追加しました。また、民間企業を巻き込んだ食育を進めていくべく、官民の連携に関する規定が新たに追加されました。

農林水産省では「官民連携食育プラットフォーム」を立ち上げており、さまざまなかたちで企業等が連携して食育活動を推進しています。従業者に対し、食生活の改善に向けた取組等を行っている企業を顕彰する「食育実践優良法人顕彰」も実施しており、これらを通じて、食や農林漁業への理解醸成と行動変容を促す大人の食育を推進しています。

（4）国・地方ともに取組を「見える化」して食育を推進

4つ目が、**食育推進基本計画を通じたPDCA**

図表2 第5次食育推進基本計画



サイクルの確立です。食育推進基本計画においては、目標を設定し、その達成に向けて取組を行ってきましたが、特に第4次食育推進基本計画においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の物価高騰等の影響により、目標の多くは未達となっています。こうした状況を受けて、新たに、目標の達成状況について、毎年調査・公表を行うこと、施策の効果に関する評価を踏まえて、計画を5年ごとに変更することが法に明記されました。これを踏まえ、第5次食育推進基本計画における目標については、国民にとっての分かりやすさ等の観点から、取組主体別に整理した上で、その達成状況については、調査・公表するのみではなく、背景・要因の分析、評価等により、PDCAサイクルに基づく取組を実施する予定です。

また、都道府県及び市町村において、食育推進計画の作成に努めることが規定されていますが、地方公共団体での作成状況や取組の差が生じていることを踏まえ、それぞれの地方公共団体の食育の取組状況の「見える化」に関する規定が追加されました。

第5次食育推進基本計画に基づく食育の推進

第5次食育推進基本計画は、改正食育基本法の趣旨を踏まえ、その理念や基本的施策等を具体化し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、2026年度からおおむね

5年間を計画期間として、2026年6月24日に食育推進会議で決定されました。5次計画では、今後5年間に、特に取り組むべき事項として、(1) 学校等での食や農に関する学びの充実、(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大を定めており、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を推進してまいります(図表2)。

おわりに

これまで食料安全保障というと生産面に政策が注力されがちでしたが、食料安全保障を確立していくためには、消費者の理解と行動変容が不可欠です。生産現場に関心を持ち理解し、日々の買い物や食事など、消費を通じて生産現場を支え、また、食料の生産に従事する人の苦労や尊さを理解して感謝や尊敬の念を抱くことにつながれば、それは、農林漁業の現場を後押しし、良質で安定的な農林水産物の生産、それによる食料安全保障の確保につながっていきます。

今回の食育基本法の改正は、こうした消費者の役割の重要性を踏まえたものであり、極めて重要なものとなっています。我々も、改正法、そしてその趣旨を踏まえた第5次食育推進基本計画に基づき食育をしっかりと推進してまいりますので、消費者の皆様には、日々の買い物や食事などにおいて、健全な食生活の実践や、食料安全保障に資する選択を意識していただけると幸いです。

適格消費者団体活動レポート

消費者被害防止ネットながさきの活動内容と、
これからの課題と展望

宮本 篤 Miyamoto Atsushi 適格消費者団体消費者被害防止ネットながさき 事務局長、弁護士

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

2016年1月20日、適格消費者団体をめざし特定非営利活動法人として設立。2026年3月6日に、内閣総理大臣から適格消費者団体として認定を受ける。

はじめに

当団体は、設立後10年で、適格消費者団体の認定を受けることができました（写真）。全国で、27番目の認定です。この認定の獲得のために、多くの団体のご協力の下、会員のみなさま、理事及び理事経験者、事務職員の力を結集してきました。この場をお借りして、改めて心から感謝申し上げます。

団体の設立以前から、長崎県では、弁護士、司法書士、消費生活相談員を中心に、研修や勉強会を定期的実施するなど、お互いに交流を深め、消費者問題に対し力を入れて取り組んでいました。その当時のメンバーが中心となって団体を設立し、これまでの活動を行ってきました。

2026年4月1日現在の会員数は、正会員129名と12団体、賛助会員35名と21団体です。また、理事会は、弁護士3名、司法書士2名、大学教

写真 適格消費者団体認定式（中央は消費者庁堀井長官）



員1名、消費生活相談員2名、団体役員2名で構成しており、多様なメンバーで運営できるように努めています。

加えて、申入れ事案の検討を行う専門部会は、日本弁護士連合会や九州弁護士連合会の消費者問題対策委員会委員の経験のある弁護士を中心に、毎月委員会を開催しています。消費生活相談員（OB・OGを含む）も多数在籍しており、最新の消費者被害に係る情報をもとに、専門的な知見から検討する体制を整えています。

当団体では、設立当初から、消費者を対象とした連続講座として、「消費者市民力アップ講座」を実施してきました。年間を通して、消費者問題に関わるテーマを複数設定し、これまで多くの受講者にご参加いただきました。また、ウェブサイトからの情報発信や、会員向けのニュースレターを発行するなど、定期的な広報活動に努めています。その他、消費者に関わる法改正や、消費生活相談員の待遇改善に向けて、提言や意見書の提出なども行ってきました。

申入れをした事例から

当団体に寄せられた情報をもとに、調査・研究を行い、不適切な広告や不当な条項を含む規約等を使用する事業者に対し、申入れ活動を行っています。

事案1 ホテルの早期割引宿泊プランについて
＜消費者契約法9条1項1号（消費者都合のキャンセルであっても、事業者は平均的な損害を超えるキャンセル料を受け取ってはならない旨の規定）に関する申入れ＞

A社 本プランは、ご予約後の変更・キャンセルの場合、キャンセルチャージ100%となります。本

プランに限り、変更・キャンセル料は、以下の通りとなります。日にちに関わらず、宿泊料金の100%※本プランは早割プランのため、予約完了後に一切の変更・キャンセルは承れません。

B社 このプランに関しましては、宿泊日から『〇〇日』以内のご予約は変更・取消は一切お受けいたしかねます。万が一ご予約後に変更・取消となった場合でも、返金はいたしかねますのでご注意ください。

申入れの結果、A社は早割プランのキャンセル料規定を改定し、60日前から段階的にキャンセル料が増額していくかたちに見直しました。その結果、早割プランであってもキャンセル時期に応じて一定割合の返金が行われるようになりました。B社にいたっては、早割プランに関して当日までのキャンセルであればキャンセル料を無料とし、全額返金するようになりました。

事案2 駐車場の事故・盗難について

＜消費者契約法8条1項1号・3号(事業者の債務不履行及び不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項を無効とする規定)に関する申入れ＞

- ① 駐車場内での事故・盗難等につきましては一切責任を負いません。
- ② 当管理会社は、駐車制限時間を超えて駐車場内に残留された車両を、車両の保有者、利用者等に同意を得ないで、他の場所に移動し又は処分もしくは廃棄することができるものとします。その結果車両の所有者、利用者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

＜消費者契約法10条(消費者の権利を制限し又はその義務を加重する条項であり、かつ信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものを無効とする規定)に関する申入れ＞

- ③ 利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫し、又は駐車場外へ移動したときは、駐車料金のほかに反則金として金5万円をお支払いいただきます。

申入れの結果、①に関しては、「当社の責に帰する事由を除いて」という文言が追加されました。②に関しても、利用者等への通知又は掲示による催告を前提とするなど、概ね申入れどおり、国土交通省の通達に沿ったかたちでの改善を確認できました。③に関しては、改善を確認できませんでしたが、無断出庫の反則金という性質上、一般消費者への悪影響は小さいため、継続的な検討を申し入れるにとどめました。

事案3 カードローンの契約条項について

3銀行に対し、「借主に相続の開始があったときは直ちに債務全額を一括返済する」旨の条項について削除を申し入れたところ、削除されました。

今後の課題と展望

これからは、不当な契約や不当勧誘について、事業者に対する差止請求(申入れ)だけでなく、それに従わない事業者に対しては、訴訟提起をしていくことになります。人的・財政的負担を考えると、まだまだ協力していただける会員を増やしていかざるを得ない状況です。この点は、毎月の理事会で、知恵を出し合いながら、会員の維持・拡大の方法を模索しています。

さらなる課題として、弁護士や司法書士、消費生活相談員など、適格消費者団体を支える人材が先細りしている現状があります。当団体の活動が、弁護士・司法書士・消費生活相談員の力にかかっている以上、活動が個々の会員に何をもたらすのか、何が得られるのかなどもしっかりと伝えていく必要があると感じています。今後は、適格消費者団体の活動を通して、若手会員にOJTの機会を設けるなど、持続可能な団体のあり方を模索しながら活動したいと考えています。

当団体は、長崎県内の行政とも連携しながら、消費者被害の未然防止に向けた活動を中心に、消費者が安心して暮らせるより良い社会をめざして活動してまいります。今後ともご支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

第149回

消費者教育
実践事例集生徒が作る「幻の天日干しコシヒカリ」で
持続可能な農業や食、地域経済を学ぶ

塩貝 省吾 Shiogai Shougo 学校法人佛教教育学園 東山中学・高等学校 校長
2020年度より現職。卒業生と現役生をつなぐ「東山学縁」を創設し、実社会で活躍する卒業生との交流を通じて、双方に新たな学びを生み出す教育を実践している

京都市左京区にある学校法人佛教教育学園東山中学・高等学校では、2022年度末から「東山ブランド米プロジェクト」に取り組んでいます。生徒が田植えから稲の生育観察、稲刈り、天日干し、脱穀、商品化、広報、販売までを一貫して経験し、米づくりを通して、持続可能な農業や食、地域経済について実践的に学ぶ取組です。

社会の課題から始まった米づくり

本校では、2022年度から中学生・高校生の全生徒を対象に、探究型チャレンジ「東山学縁」を実施しています。東山学縁では、本校の卒業生や各分野の専門家、企業、地域の方々と生徒が交流し、実社会の課題について考えます。

そのなかで、農業従事者や企業経営者から、世界情勢の変化による食料価格の高騰や、日本の食料自給率の低さ、農業現場の高齢化や担い手不足などについて話を聞いたことが、ブランド米プロジェクトのきっかけとなりました。

生徒たちは「自分たちにできることは何だろう」と考え、日本の食生活を支える「米」に着目しました。米づくりを実際に体験しながら、食料や農業を取り巻く課題について考え、持続可能な活動につなげようと、プロジェクトをスタートさせました。

「天日干しコシヒカリ」を生徒が作る

農業指導には京都府亀岡市の株式会社春日部ファーム、商品企画や販売については京都市の有限会社プロスパーに協力していただきました。約1.5反(約1,500平方メートル)の水田を使い、生徒や保護者、教職員など約50人のメンバーがプロジェクトに参加しました。

活動は、①田植え ②生育観察 ③稲刈り ④天

日干し ⑤脱穀 ⑥商品化 ⑦広報 ⑧販売という流れで進めます(写真1・2)。

特にこだわったのが「天日干し」です。竹で組んだ「はざ」に刈り取った稲を掛け、太陽と風の力でゆっくり乾燥させる昔ながらの方法です。機械乾燥が主流となった現在では、手間や労力がかかることから、天日干しの継承が難しくなっています。そこで、生徒自身が作業に参加し、その価値を学ぶとともに、伝統的な農法を次の世代につなぐことをめざしました。

こうして作った米を「幻の天日干しコシヒカリ 東山米」と名付け、商品として販売しています。価格設定やパッケージ、商品コンセプト、広報の方法についても、協力会社から助言を受けながら生徒自身が考えました。

写真1 田植えの様子(左)と天日干し作業(右)



写真2 生徒、保護者、教職員で行った天日干し作業



「作る」だけではない苦労と学び

プロジェクトを進めるなかで、生徒たちは農業の大変さを実感します。天候に左右される米づくりでは、計画どおりに作業が進むとは限りません。また、稲刈りや天日干しには多くの人手と時間が必要です。普段の学校生活では経験することのない重労働に、生徒たちが戸惑う場面もありました。

一方で、自分たちが植えた苗が成長し、稲穂となり、収穫を迎える過程を目の当たりにすることで、食卓に並ぶ米が多くの人の手と時間によって作られていることを実感します。

さらに、収穫した米を「商品」として販売する段階では、農作業とは異なる難しさに直面します。「いくらなら買ってもらえるのか」「どのように商品の魅力を伝えればよいのか」など、生徒たちは消費者の立場を考えながら議論しました。単に良いものを作るだけでは商品は売れず、その価値を分かりやすく伝えることも大切であることを学びました(写真3)。

写真3 生徒が作った「幻の天日干しコシヒカリ 東山米」



生徒、農家、企業、それぞれに生まれた気づき

2024年度は作付面積を拡大し、約830kgを収穫しました。そのうち約750kgを販売し、予約販売と「東山マルシェ」(本校ゆかりの店が出店するイベント)での店頭販売により完売することができました。販売価格は1kg1,000円、2kg2,000円とし、売上は717,000円となりました。

生徒にとっては、農業を「体験する」だけでなく、収穫した米にどのような価値を付け、どのように消費者へ届けるのかまで考えたことが大き

な学びとなりました。自分たちが汗を流して作った米を実際に消費者が購入してくれたことで、「自分たちの活動が誰かの食につながっている」という実感も得られました。

農家にとっても、生徒が天日干し作業などに参加することは、人手不足の解消につながります。また、学校が一定量の米を買い取ることで販路や収益を確保することができます。協力会社からは、農業と教育、地域が連携することで、それぞれが持つ知識や経験を生かしながら新しい価値を生み出せる取組であるとの評価をいただいています。

持続可能な農業と消費を考える学びへ

このプロジェクトで大切にしているのは、生徒が「食べる人」から「食を支える人」へと視点を広げることです。普段何気なく購入している米にも、生産者の労力、地域の自然、流通、価格、販売に携わる人々の思いがあります。その一つひとつを知ること、消費者として商品を選ぶ際にも、その背景を考えるきっかけになります。

また、生徒たちは農業の担い手不足や高齢化、伝統的な農法の継承など、農業が抱える課題にも向き合いました。「安く買えること」だけでなく、「誰が、どのように作っているのか」「その生産方法を将来も続けることができるのか」といった視点を持つことは、持続可能な社会を考える上で重要です。

今後は、生徒が日常的な農作業にも関わる機会をさらに増やし、米づくりを継続していきたいと考えています。また、本プロジェクトで得た経験や仕組みを本校だけの取組にとどめず、同じような課題を抱える農家や地域、探究学習に取り組む学校などにも広げ、新たな連携につなげていきたいと考えています。

「元氣・勇氣・感謝」を合言葉に、生徒、農家、企業、学校、そして消費者が笑顔になれる米づくりをめざします。米を作り、売り、食べるという一連の経験を通して、生徒自身が持続可能な農業や食、消費のあり方を考え、未来の地域社会を担う力を育んでいきます。



気になるこの用語

第96回

石川 由美子 Ishikawa Yumiko 永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko

フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)

2004年に金融分野の消費者問題へ利用者の立場から意見を出す目的で設立された市民グループ。

石川は1997年に投資信託情報サイトを立ち上げ、四半世紀にわたり情報を提供。

永沢は金融審議会委員等を歴任。現在、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事。お茶の水女子大学大学院非常勤講師

投資信託の分配金

投資信託の分配金は、定期的に受け取れるため魅力的に見えますが、分配額の多さだけで運用の良し悪しは判断できません。分配金の仕組みや基準価額、税金との関係を正しく理解し、長期運用にどう生かすかを考えてみましょう。

投資信託では、決算時に分配金が支払われることがあります。分配金を預貯金の利息のような定期収入と受け止めたり、株式の配当から連想して「多く分配するファンドほど運用がうまい」と考えたりしがちです。まず分配金がどこから出て、支払い後に何が起こるのかを押さえる必要があります。

分配金は「利益」とは限らない

投資信託が保有する株式の配当や債券の利子、資産の売却益などは、まず信託財産に組み入れられ、基準価額に反映されます。分配金は、この信託財産から決算時に投資家へ払い出すお金です。分配するかどうか、いくら支払うかは、目論見書に記載された配分方針と分配可能額の範囲内で、運用会社が決めます。したがって、分配しないという判断もあります。

日本の追加型株式投資信託(設定後も原則として追加購入できる、一般的な投資信託)では、当期に受け取った配当・利子や実現した売買益だけでなく、過去から繰り越した収益、追加設定に伴って計上される収益調整金、一定の評価益なども分配可能額に含まれます。このため、その期の運用成績が振るわなくても、分配可能額があれば分配を続けることができます。配分方針を決める裁量も比較的大きいといえます^{*1}。

株式会社の配当も、厳密には当期利益だけから支払われるとは限りませんが、会社法上の分配可能額の範囲で、業績や配当方針を踏まえて行われ、一般には企業が稼いだ利益の還元として理解されています。これに対し、投資信託の分配金は、幅広い分配可能原資を含む信託財産の払い出しです。そのため、株式の配当と同じ感覚で分配額を運用成果の物差しにすることはできません。

分配金を支払えば、その分だけ信託財産の純資産が減り、基準価額も下がります(分配落ち)。例えば、分配前の基準価額が1万500円で、1万口当たり500円を分配した場合、ほかに価格変動などがなければ、分配後の基準価額は1万円です。500円を受け取っても、資産全体が500円増えたわけではありません。

なお、ファンドの会計上どの原資から分配したかと、投資家にとって課税対象になるかは別の問題です。追加型株式投資信託では、分配落ち後の基準価額が投資家の個別元本以上であれば、分配金は普通分配金として課税されます。

一方、分配落ち後の基準価額が個別元本を下回る場合、分配金のうち個別元本を下回る部分に相当する額は元本払戻金(特別分配金)となり、非課税です。この場合、当期の利益を上回る分配が行われ、投資家にとっては分配金の一部または全部が元本の払い戻しとなる場合があります。非課税だから利益が増えた、という意味ではありません。

高い分配金が生んだ誤解

かつて毎月分配型の投資信託が人気を集めた背景には、定期的に現金が支払われる分かりやすさがありました。しかし、分配金の原資や基準

^{*1} アメリカでは、分配金に投資収益以外を原資とする部分がある場合、実現益や払込資本など原資の内訳を投資家に通知する仕組みがあり、未実現の評価益は通常、収益分配の原資には含まれない。イギリスでは分配型と蓄積型が区別され、蓄積型もイギリスの税制上は収益が投資家に帰属したものと扱われる。制度は異なるが、日本は評価益も分配可能額に含められるなど、特にアメリカと比べて分配の制約が相対的に少ないといえる

価額との関係が十分理解されないまま、分配額や分配利回りの高さが商品の魅力として強調される商品設計や販売方法が、預貯金の利息に似たものだという誤解を増幅させた面もあります。

金融審議会(金融庁)でも、2012年、毎月分配型ファンドについて、投資収益を上回る分配や、分配利回りの高さに着目した販売のあり方が問題として指摘されました^{*2}。こうした問題意識を背景に、2014年12月から、販売会社が投資家ごとのトータルリターンを年1回以上通知する制度が導入されました。トータルリターンとは計算基準日時点の評価額に、それまで受け取った分配金と累計売却代金を加え、累計買付金額を差し引いて算出し、分配を含めた損益を示すものです。分配金を多く受け取っていても、基準価額の下落まで含めれば損失になっていることがあります。

再投資しても税金は差し引かれる

分配金の受取方法には、現金で受け取る方法と、分配金を同じ投資信託の買付けに充てる分配金再投資があります。再投資を選ぶと、受け取った分配金で口数を買増し、その後の値上がりや収益分配の対象を増やせます。長期運用では、運用で得た収益を再び運用に回すことで、複利効果を期待できます。

ただし、個人の通常の課税口座では、普通分配金に所得税・復興特別所得税と住民税を合わせて20.315%の税金が課されます。再投資コースでも、税金が源泉徴収された後の金額で買い付けるため、分配前の全額が運用に回るわけではありません。元本払戻金は課税されませんが、それは利益ではなく、投資家にとって元本の払い戻しに当たるからです^{*3}。

これに対し、ファンドが分配を抑え、収益を信託財産に残せば、投資家段階でその時点の分配課税を生じさせず、運用が続けられます。長期投資向けの低コストのインデックスファンドなど

には、分配を抑える方針を掲げ、各決算期に分配しない、または少額にとどめているものが多いです。分配を行わない場合、収益は信託財産に残り、引き続き運用されます。これは、いったん分配金を受け取り、その資金で同じファンドを買い直す分配金再投資とは異なります。

長期運用ではトータルリターンを見る

分配金を再投資すれば、受け取った資金を再び運用に回すことができますが、再投資そのものが収益を生むわけではありません。運用成績が悪ければ、買い増した口数も値下がります。また、運用収益を上回る分配が続けば、信託財産が減少し、将来の収益を生む元手も小さくなります。

投資信託を選ぶときは、分配金の額や分配利回りではなく、値上がり益と分配金を合わせたトータルリターンで運用成果を確認します。その上で、投資対象と運用方針、リスク、信託報酬などの費用、分配方針が自分の目的に合うかを検討します。なお、過去の分配実績は、将来の分配や運用成果を約束するものではありません。

長期的に資産を育てることが目的なら、不要な分配を受けてその都度課税されるより、収益がファンド内に残る商品のほうが、運用の元手を保ちやすい場合があります。大切なのは「いくら分配されたか」ではなく、分配後も含めて資産全体がどれだけ増減したかです。高分配という見栄えに惑わされず、分配の原資、基準価額への影響、税金を一体として考えることが、長期運用の力を削らないための基本になります。

分配金ではなく運用全体を見る

分配金再投資を考えるときに大切なのは、受け取るか再投資するかだけではありません。長期運用では、分配を抑えてファンド内で運用を続ける商品も選択肢になります。

今回は「目論見書と運用報告書」についてです。

^{*2} 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告の公表について(2012年12月12日)

^{*3} NISA口座で保有する投資信託の普通分配金は非課税。ただし、分配金をNISA口座で再投資する場合は新たな買付けとして年間投資枠を使い、取扱い金融機関によって異なる。iDeCoでは、制度内の運用益や投資信託の分配金は課税されず、制度内で運用に回される

自室の上階に入居した住人による 騒音被害を解決するには？



相談者の気持ち

賃貸マンションの自室の上階に入居した人の騒音がひどく、管理会社や警察に相談し、注意してもらいましたが、改善されません。訴訟など今後の対応は何をすればよいのでしょうか。

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題などに広く取り組む



管理会社や警察に相談し、注意してもらったのに改善されないということです。今後は訴訟等の法的対応を視野に入れて準備をすることが必要になります。

法的対応の種類としては、訴訟以外にADR（裁判外紛争解決手続）があります。ADRにも様々なものがありますが、裁判所が関与するADRとして民事調停があります。

ADRには、民事調停のほか、弁護士会によるものや一般社団法人日本不動産仲裁機構の「不動産ADRセンター」などがあります。貸主や管理会社とのトラブルについては、消費生活センター（消費者ホットライン188）への相談も考えられます。また、法務省の「かいけつサポート」では、法務大臣の認証を受けた民間ADR事業者を検索することができます。

いずれの手続を選ぶ場合においてもまず考えるべきなのは、「誰を」相手にするのかということと、「証拠」を用意することです。騒音を立てているのは上階の入居者ですから、上階の入居者を相手にすることが考えられます。また、貸主や管理会社についても、契約上の義務やこれまでの対応状況を踏まえ、法的責任を問えるか検討する必要があります。

また、このような近隣紛争では、被害を訴える人が客観的な証拠を保存していない場合も多く、それが不利な結果につながる場合があります。

具体的には、騒音発生の日時や継続時間、騒音の形態や特徴、大きさ、回数、健康や業務への影響などを記録しておくことが重要です。録音や騒音・振動の計測記録、日記、管理会社や警察との相談記録、ほかの住人との話し合いの記録、健康上の問題があった場合の通院記録や診断書、業務上の支障を報告した記録なども証拠となり得ます。

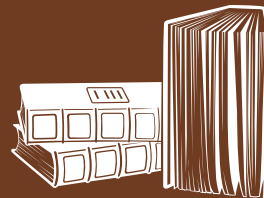
騒音について損害賠償や騒音の差止めを求めするためには、単に音が出ているというだけでなく、それが「受忍限度」（被害の程度が社会通念上、我慢できる範囲のこと）を超えているかが問題となります。判断に当たっては、音の大きさだけでなく、時間帯や頻度、継続期間なども考慮されますので、弁護士に相談することをお勧めします。具体的な手続の選択については特に順番が決まっているわけではありませんので、問題の深刻さや緊急性の度合い、相手方の対応の状況、何を要求するのか（騒音発生の防止だけなのか、損害賠償も請求するのかなど）によって考える必要があります。

事例として、上階の子どもが走り回る音等（ほぼ毎日、午後7時以降、ときには深夜にも、50～65dB程度、長時間続くことも）に対し、階下住人が改善を求めたが、上階住人が十分に取り合わなかった事案について、騒音が社会生活上受忍すべき限度を超え、不法行為の成立を認め、慰謝料等の損害賠償を認容した判決があります（東京地裁平成19年10月3日判決）。



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

LPガス供給契約が、利用者の解約により10年経過する前に終了した場合における、利用者が負担する設備設置費用の清算金支払条項が、消費者契約法9条1号の違約金の合意であり、全部無効とされた事例

新築戸建住宅の買主（消費者）Yが、ガス供給会社XからLPガス供給を受ける契約を締結する際に、Yが契約から10年を経過する前に供給契約を終了させる場合、配管の設置費用等に関して所定の金額をXに支払う旨を定めた条項が、消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たるとされた。Yの解除により、Xには損害が生じたとは認められず、上記条項は、消費者契約法9条1号により全面的に無効とされ、Xの請求が退けられた。（最高裁判所令和7年12月23日判決、最高裁判所民事判例集79巻8号2869頁）

原告：X（ガス供給会社）
被告：Y（消費者）
A（住宅販売会社）

事案の概要

1. 本件住宅建築・販売まで

Xは、LPガス（液化石油ガス）の供給等を業とする株式会社である。Xは、令和元（2019）年頃、Aが販売する戸建て住宅（以下、本件住宅）にLPガスの消費設備に係る配管及びガス栓（以下、本件消費設備）を設置したが、本件消費設備の部品代金や設置費用、給湯器やそのリモコンの設置費用等（以下、本件設置費用）をAに請求しなかった。Yは、令和元（2019）年6月、Aから本件住宅を購入した際、Aから、Aが指定するLPガス販売事業者XからLPガスの供給を受ける必要があることなどの説明を受けた。

2. LPガス供給契約の締結

Yは、令和元（2019）年7月、Xとの間でLPガスの供給等に関する契約（以下、本件供給契約）を締結し、本件住宅へのLPガスの供給を受けるようになった。本件供給契約に係る契約書には、次のような条項がある。

① Xが本件住宅にLPガスを供給する期間は、供

給開始日から10年以上とする。

② [LPガス設備の費用負担等] Xが負担した設置費用は21万円（消費税込み）であり、YがXから本件住宅へのLPガスの供給を受けている間、Xはこれを請求しない。

③ [本件消費設備等費用の請求] Yは、供給開始日から10年経過前に本件住宅へのLPガスの供給を終了させる場合、Xに対し、本件設置費用に関し、次の算定式で得られた金額を、供給終了後、直ちに支払う（以下、本件条項）。

（算定式） 21万円－{21万円×0.9×（供給開始日から供給終了日までの経過月数／120）}

④ 本件消費設備は、本件住宅に付合しており、本件供給契約が締結される前からYがこれを所有している。

3. LPガス供給契約の終了

Yは、令和3（2021）年6月、Xに代えて他社から本件住宅へのLPガスの供給を受けることとし、Xからの供給は終了した。

4. Xの請求

Xは、本件条項に基づき、Yに対し本件算定額



である17万3775円及び遅延損害金の支払を求めた。これに対して、Yは、本件条項は、消費者契約法(令和4年法律第59号による改正前のもの)9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たり、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴ってXに生ずべき平均的な損害は存せず、その全部が無効になるなどと主張して争った。

5. 第一審判決(請求棄却)

第一審(東京地方裁判所令和5年3月24日判決、**参考判例⑤**)は、Xの請求を棄却する。本件条項による取決めは、本件消費設備等の費用そのものの支払をYから受けようとしていたというよりも、Yが負担する本件請求額の支払義務は、まさに中途解約に対する違約金というべきものであって、本件消費設備等の費用は、違約金の算定方法として用いられたにすぎないものと見るのが合理的であると認定する。

本件取決めは、中途解約に対する違約金を定める合意というべきものであり、本件消費設備等の費用をYが負担する旨の合意に基づくXのYに対する本件請求には理由がない。なお、本件では、Xは中途解約に対する違約金の支払請求をしない旨の整理がされている。

6. 控訴審判決(請求認容)

控訴審(東京高等裁判所令和5年10月26日判決、**参考判例②**)は、第一審判決を取消し、Xの請求を認容した。

Xにより設置された本件消費設備等は本件住宅に付合し、その所有権は本件住宅を購入したYに帰属し、Xには帰属していないから、本件契約書の上記文言を字義どおりに解釈することは、本件供給契約の解釈として相当ではない。

(1) 無名契約

本件取決めは、Xが負担した本件消費設備等の設置費用について、Yが、XからのLPガスの供給期間である10年間を経過する前にXからその供給を受けないこととなった場合には、Xに対し、本件供給契約に定める算定式により算出される金額を支払うことを約したものと解する

のが相当である。

(2) 違約金等ではない

Yは、本件条項は消費者契約法9条1号により無効であると主張する。しかし、内訳は合理的なものであり、不相当に高額とはいえない。また、Yは、本件取決めにより本件供給契約を継続すべき義務を負うものではなく、本来負担すべき本件消費設備等の設置費用の一切を負担して10年以内に本件供給契約を終了させるかどうかは、Yの自由な選択に委ねられているから、本件取決めが損害賠償額の予定又は違約金の定めを合意したものと解することはできない。

(3) 結論[請求認容]

以上から、Xは、Yに対し、本件取決めに基づき、本件供給契約8条1項に定める算定式により算出される17万3775円(【計算式】 $210,000 - \{210,000 \times 0.9 \times (23/120)\}$)及びこれに対する本件供給契約によるLPガス供給終了日の翌日である令和3(2021)年6月16日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

7. Yによる上告

Yが上告し、最高裁判所は原審判決を破棄自判する。



理由

1. 本件条項の法的分析

(1) 設備設置費用は先行投資された費用

Xは、本件住宅に本件消費設備等を設置しながら、Aに本件設置費用を請求しておらず、Yは、本件住宅の購入に当たってAよりXからLPガスの供給を受ける必要がある旨説明を受けていた。このことからすると、Xは、Aの協力の下に、本件住宅を購入した者との間で優先的にLPガスの供給契約の締結について交渉することができる事実上の地位を確保するため、自らの判断で本件設置費用をAに請求しなかったといえることができる。また、Xは、本件条項により、Yが供給開始日から10年経過前に本件供給契約を終了させる場合は、経過期間に応じて本件設置費用に関して支払われるべき本件算定額を減



させていた。これらは、本件供給契約を締結するようにYを誘引し、併せて本件供給契約が短期間で解約されることを防止するためのものであったといえる。本件供給契約の締結に至るまでの経緯及び本件供給契約の内容からすると、本件設置費用は、本件供給契約を獲得し、これを長期間維持するために先行投資された費用といえることができる。

(2) 設備の対価の支払義務ではない

本件条項は、一見すると、本件消費設備等の設置の対価として本件算定額の支払義務を定め、Yが10年間にわたってXに支払うガス料金から本件設置費用を回収することを予定するもののようにもみえる。しかしながら、本件供給契約上、本件算定額は供給開始日から10年が経過するまでの間において1か月ごとに一定額ずつ減少するとされているものの、10年経過後にはYがXに支払うべきガス料金が減額されるという定めはなく、本件設置費用とガス料金との関係は明確にされておらず、本件設置費用がガス料金から回収されることになっていたのかも明らかではない。このような本件供給契約の内容に加え、Xにおいては、既に消費設備の設置費用の回収が終わっている契約者に対し、従前と同様のガス料金を設定するなどし、他の契約者の消費設備の設置費用を負担させることができる料金体系となっていて、実際には、契約者全体から得られるガス料金から本件設置費用を回収する仕組みとなっていたことがうかがわれる。

これらのことからすると、本件算定額が本件消費設備等の設置の対価といえるものかどうかは明らかではないといわざるを得ない。

(3) 違約金等条項に当たる

本件条項は、本件消費設備等の設置の対価を定めたものではなく、本件供給契約が供給開始日から10年経過前に解約されるなどしてXがその後のガス料金を得られなくなった場合に本件算定額の支払義務を負わせることで、①短期間の解約が生ずることを防止し、本件供給契約を長期間維持することを図るとともに、②先行投資された本件設置費用に関してXが被る可

性のある損失を補てんすることも目的の一つとするものというべきであり、実質的にみると、解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金の定めとして機能するものといえることができる。したがって、本件条項は、違約金等条項に当たるというべきである。

2. 平均的損害

本件条項が違約金等条項に当たることから、本件算定額の全部又は一部が、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴いXに生ずべき平均的な損害、すなわち、一人の消費者とXとの間で、本件供給契約と同種のLPガスの供給契約が解除されることによってXに一般的、客観的に生ずると認められる損害の額を超える場合、本件条項は当該超える部分について消費者契約法9条1号により無効となる。

(1) 設備費用の未回収分の損害

この点について、本件条項の目的の一つが、先行投資された本件設置費用に関してXが被る可能性のある損失を補てんすることにあることからすると、LPガスの供給契約が解除されてそれ以降のガス料金を得られなくなると、Xにおいて先行投資費用として負担した消費設備に係る設置費用の未回収分の損害が生じたようにみえなくもない。

(2) 全契約者のガス料金で回収

しかしながら、供給開始日から10年が経過してもYがXに支払うべきガス料金が減額されず、本件設置費用とガス料金との関係が不明確なものとされていたという本件供給契約の内容等からすると、Xにおいて、ある契約者に係る消費設備の設置費用は、契約者全体から得られるガス料金から回収する仕組みとなっていたものというべきである。また、LPガス販売事業者は自由にガス料金を設定することができることも併せて考慮すると、Xとしては、解除時点では消費設備に係る設置費用の全部を回収できていない契約者が一定数生ずるという事態が起きることを見越し、利益が確保できるように契約者全体のガス料金を適宜設定し、設置費用が未回収となったことの負担を他の契約者に転嫁すること



が可能になっていたといわざるを得ない。そうすると、上記事態が起きたとしても、Xに上記未回収分の損害が生じたとはいえないというべきである。

(3) 結論——損害はないので全額無効

そして、他に、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴いXに生ずべき平均的な損害に当たり得るものは見当たらない。以上からすると、本件供給契約と同種の消費者契約の解除に伴いXに生ずべき平均的な損害は存しないというべきである。したがって、本件条項は、その全部について消費者契約法9条1号により無効となるというべきである。

解説

1. 問題点の確認

(1) 設置費用を消費者に負担させることはよい

新築住宅建築に際して、ガス供給業者によりLPガス供給の前提としてガス供給設備を設置し(販売後に設置するのでは遅いので、先に設置しておく必要がある)、その費用を、その利用という利益を享受する買主たるガス供給を受ける消費者が負担することは、合理的である。本件でも、事案の概要2③の条項で消費者Yが支払義務を負っている。ところが、契約中は支払請求せず、10年経過すれば支払わなくてよいことになっており、結局のところ、設置費用の支払いが不明瞭になっている。そのため、後記解説5(2)の指針などでガス料金の三部料金制の明確化が要請されたのである。

(2) 設置費用の支払いが不明瞭なため解約清算金の位置づけが不明

設置費用を一括で支払う又は分割で支払い、料金とは別であることを明らかにして、料金に上乗せするのであれば、上記要請を満たしている。しかし、本件では、10年を超えても料金自体は変わらず、設置費用をどう回収する仕組みなのか不明瞭である。そのため、10年経過前の解約時に支払う清算金の法的位置付けが問題となったのである。他の同様の事案につき、下級審判決は分かれ混乱していたが、本件は、最高裁判

所がこの問題について初めての判断を示した注目される判決である。

2. 供給設備の売買予約による事例(参考判例①)

(1) 売買予約方式

本件とは異なり、設備の売買予約をし、中途解約をしたら、業者が予約完結権を行使し、算定式による代金を支払う方式もある。この事例について、本判決と同一日時に最高裁判例(参考判例①)が出され、このタイプの事案についても最高裁の判断が示されているので、先に言及しておく。

(2) 付合しているので契約不成立

参考判例①は、配管の建物への付合を認め、売買予約契約と解することはできないとする。そして、「本件契約が売買予約契約であって本件売買契約が成立すること又はXが本件配管の所有権を有していることを前提とするXの主位的請求及び予備的請求はいずれも理由がない」として、請求を棄却した原審判決を認容する。

3. 設備等費用の請求という条項の事例(本判決)

(1) 設置費用全額を支払う合意

(a) 設置費用についての合意

ガス供給設備は建物に付合するため、建物購入により消費者の所有になる。解説1に述べたように、ガス供給業者と消費者との契約で、設置費用を消費者がガス供給業者に支払う合意は、合理的であり有効である(都市ガスでも敷地内の施設〈個人用専用設備〉設置は利用者負担)。

(b) 分割払いでガス料金と共に支払うのは可能

上記(a)の設置費用の支払を契約時に全額行うのであれば紛れもなく、10年間の分割払いにしても、最初の10年間は分割払い料金が毎月加算されるのであれば、料金との差が明らかである。ところが、本事例はそうではなく、ガス料金に曖昧に組み込まれているのである。後記解説5(2)の三部料金制の観点からは、料金設定に問題があったことになる。

(2) 10年を過ぎても料金が変わらない

——設置費用支払の不明瞭性

(a) 中途解約清算金は設置費用の請求権か

控訴審判決は、設置費用を、Xが10年間のガス料金から回収し、途中で契約が終了した場合



には、回収されていない部分の算定された費用で支払うという合意として有効と認めた。違約金ではないと明言する。確かに契約時にXのYに対する設置費用全額の支払請求の成立を認める条項があるが、全利用者の料金から回収する仕組みなのである。

(b) 違約金の合意と認定

本判決は、中途解約清算金は、設置費用の支払ではなく、「実質的に」設置費用の回収を目的としており、10年経過前に終了するとその目的を果たせず「実質的に」被る損失を補てんするための合意——解約を抑止する機能もあり——と分析した。そのため、消費者契約法9条1号の解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金の定めと分析したのである(契約の規範的解釈)。

4. 損害なし(全部無効)

消費者契約法9条1号が適用になるため、本件合意により算定される金額は、平均的損害を超える部分は無効となる。この点、本判決は、解除時点での設置費用を回収できていない消費者がいることを想定して、契約者全体のガス料金を適宜設定し、その負担を他の契約者に転嫁する仕組みになっており、「Xに上記未回収分の損害が生じたとはいえない」としたのである。すなわち、設置費用は契約者全体で負担する仕組みであるとして、損害を否定したのである。ただし、ガス事業者側は、大部分の消費者が解約時に清算金を支払うことを見越して収支を計算しており、無効とされたのではその見込通りの運用ができなくなるのは確かである。三部料金制の明確化がされていないのはその通りであるが、損害の全面的否定を帰結するのは疑問がある。三部料金制の明確化を図っていないことへのサンクション(制裁)として、全部無効とはいささか過剰ではないかという懸念は残される。損害の証明を認めるかが、今後に残された問題かもしれない。

5. 本判決の意義(まとめ)

(1) 判例の統一

本判決の意義は、本件条項について——売買予約型については**参考判例①**が否定する——設

置費用は契約者全体から料金により回収する仕組みであるとして、消費者契約法9条1号の損害賠償の額の予定又は違約金の定めと解したこと、その上で、ガス供給者には平均的損害はなく、本件条項を全面的に無効としたことにある。全面的に無効として判例を統一した意義は大きい。

(2) ガス料金の三部料金制の明確化が必要

資源エネルギー庁「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(令和6(2024)年7月2日改訂)は、「三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)」をしている。また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則16条15号の7は「当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること」(令和6(2024)年追加)を求めている。下線の3つを区別した料金設定とし、設置費用を使用料金に含めることを禁止している。本判決は、設置費用を使用料金と別に設定するよう見直すことの駄目押しになる。

参考判例

- ①最高裁判所令和7年12月23日判決(裁判所時報1879号6頁、設備費用請求事件——請求棄却)
- ②東京高等裁判所令和5年10月26日判決(2023WLJPCA10046003、事業者側の請求認容)
- ③東京地方裁判所令和5年9月6日判決(LEX/DB25612200、事業者側の請求棄却)
- ④東京地方裁判所令和5年5月10日判決(LEX/DB25599523、事業者側の請求認容)
- ⑤東京地方裁判所令和5年3月24日判決(LEX/DB25608726、事業者側の請求棄却)
- ⑥東京地方裁判所令和5年3月23日判決(LEX/DB25608572、事業者側の請求認容)
- ⑦東京地方裁判所令和5年2月20日判決(LEX/DB25599842、事業者側の請求認容)
- ⑧東京地方裁判所平成29年4月25日判決(LEX/DB25554518、答弁書 援用否定)
- ⑨東京地方裁判所令和3年4月20日判決(LEX/DB25591097、答弁書 援用否定)
- ⑩東京地方裁判所令和4年12月21日判決(LEX/DB25607967、答弁書 援用否定)



独立行政法人

国民生活センター

編集・発行

55th
book

国民生活センター発行
消費者トラブル対策の決定版

試し読み版を
チェック!

[https://www.kokusen.go.jp/
book/data/mame.html](https://www.kokusen.go.jp/book/data/mame.html)



くらしに役立つ情報を多数掲載!



2027年版 くらしの豆知識
定価 660円(税込) A5判・144P

55th
book

特集

知って防ごう!
消費者トラブル

55冊目の発行を迎える本書では、消費者
トラブルの基本に立ち返り、トラブルへの
対処法や被害を防ぐためのポイント等を
分かりやすく解説しています!

AIで本当に
稼げるの?

警察を名乗る
電話が...



気になる続きは本書で!

2026年9月4日(金)発売!

特長
1

1テーマごとコンパクト
にまとめて、イラスト
や図表も交えながら、
分かりやすく解説して
います。

特長
2

NPO法人カラーユ
ニバーサルデザイン
機構の認証を得た、
見やすい配色の誌面
です。

【問い合わせ先】

©2026 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (販売担当)